

2022年4月15日

香芝市・広陵町との「『遺贈による寄附制度』に関する協定」の締結について

南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、増加している寄附ニーズへの対応ならびに相続関連サービスの拡充を目的に、香芝市・広陵町と「『遺贈による寄附制度』に関する協定」を下記のとおり締結しましたので、お知らせいたします。

本締結により、両市町への寄附を希望されるお客さまに対しては、当行の専門の担当者が遺言書の作成などのアドバイスやサポートを行います。

当行グループは、今後も地域のお客さまの多様な寄附ニーズに対応するとともに、地元自治体等の財源確保への貢献、ひいては地域の振興と発展に取り組んでまいります。

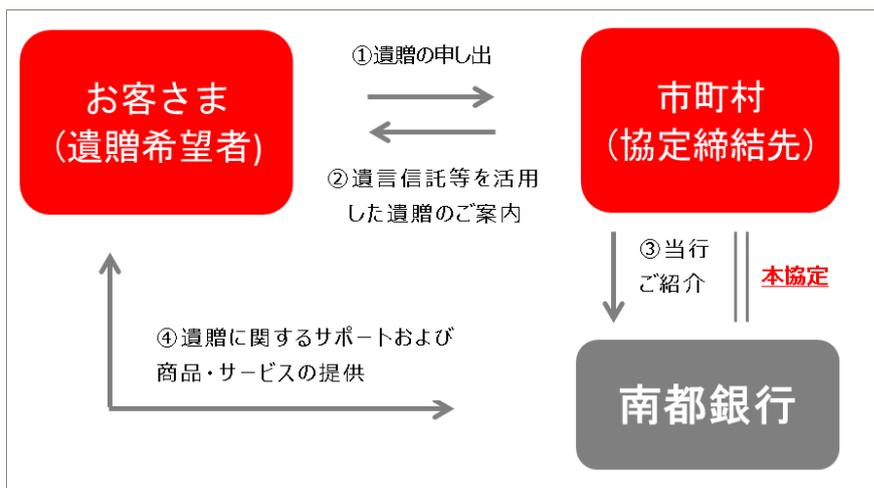
記

1. 協定締結先（協定締結日）

- ・香芝市（2022年3月28日）
- ・広陵町（2022年4月1日）

2. 協定内容等

- （1）両市町に「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介いただくことができます。
- （2）当行は、遺贈希望者の「思い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。＊
具体的なスキームは以下の通りです。



＊遺贈希望者から当行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを行います。

【本件に関するお問合せ先】資産コンサルティング部 担当 西田・才治^{さいじ} TEL 0742-27-1701